

大田市告示第112号

大田市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（平成20年大田市告示第36号）の一部を次のように改正する。

令和4年5月24日

大田市長 楫野弘和

第5条第1項第2号中「20万円」を「40万円」に、「80万円」を「160万円」に改める。

様式第1号、様式第1号の2及び様式第2号を次のように改める。

様式第 1 号(第 7 条関係)

自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書

年 月 日

大 田 市 長 様

下記の教育訓練を受講したいので、私の受講する自立支援教育訓練給付金事業の対象講座の指定を申請します。

フリガナ		生年月日	年 月 日
氏名		日	( )歳
住所	(〒 ) 大田市		
電話番号	( ) —		
教育訓練講座の名称			
対象講座実施施設	名称		
	所在地		
受講期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
所要費用(予定)	入学料 円 受講料 円	(合計額 円)	
公共職業安定所の教育訓練給付受給資格	受講開始日現在において雇用保険制度の教育訓練給付の受給資格がある ・ ない		
過去の受給状況	過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことがある ・ ない		
申請者と生計を一にする子の氏名等 (注 7 参照)	フリガナ	生年月日	年 月 日
	個人番号		
	住所(別居の場合)		
	申請者の地方税上の扶養親族に該当する ・ しない。		
	児童扶養手当の受給状況	受給者番号 受給の有無 全部支給 ・ 一部支給 ・ 全部停止	
私は、母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業の対象講座指定申請をするにあたり、市長が課税台帳、児童扶養手当における所得状況及び世帯状況について確認することを同意します。			
			申請者氏名 (印)

(注意)

- 支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学料及び受講料(希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下、同じです。)
- 支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の 6 割相当額です。  
ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練または特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は 20

万円です。

雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に40万円を乗じた額ですが、限度額は160万円です。

雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。

- 3 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用（予定）については、教育訓練施設に確認をした内容で通知します。
- 4 所要費用については、標準的な予定される金額であり、受講終了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 5 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、大田市にその旨を報告してください。
- 6 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講修了日後に、あらためて「自立支援教育訓練給付金支給申請書」に添付書類をつけて支給申請手続きを行うことが必要です。
- 7 「申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。
  - (1) 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。
  - (2) 婚姻(※)によらないで母又は父となり、現に婚姻(※)をしていない。(※)民法(明治29年法律第89号)上の婚姻をいう。)

個人番号	
------	--

16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書

大 田 市 長 様

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ㊞

私の所得税法上の扶養親族のうち、前年（請求日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日において年齢が16歳以上19歳未満であった者について、以下のとおり申し立てます。

16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族						
1	フリガナ		続 柄		生年月日	年 月 日
	氏 名					
	個人番号		住所（別居の場合）			
2	フリガナ		続 柄		生年月日	年 月 日
	氏 名					
	個人番号		住所（別居の場合）			
3	フリガナ		続 柄		生年月日	年 月 日
	氏 名					
	個人番号		住所（別居の場合）			
4	フリガナ		続 柄		生年月日	年 月 日
	氏 名					
	個人番号		住所（別居の場合）			

【添付書類】 ・ 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の所得証明書

【注意事項】

- ・ この申立書は自立支援教育訓練給付金の支給を受けようとする者に、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）において年齢が16歳以上19歳未満の所得税法上の扶養親族がいる場合に、その扶養親族の氏名や、当該給付金の支給を受けようとする者との続柄等をご記入いただくものです。
- ・ 所得税法上の扶養親族とは、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡した日）において、次のいずれにも該当する方です。
  - ① 配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。）又は都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市町村長から養護を委託された老人である
  - ② あなたと生計を一にしている
  - ③ 前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の所得税法上の合計所得金額が48万円以下
  - ④ 青色申告書の事業専従者として給与の支払いを受けていない又は白色申告書の事業専従者でない

様式第 2 号(第 8 条関係)

自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書

フリガナ		生年月日	年 月 日
氏名		日	( ) 歳
住所	(〒 ) 大田市		
電話	( ) —		
教育訓練講座の名称			
対象講座	名称		
実施施設	所在地		
受講期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
所要費用(予定)	入学料	円	
	受講料	円	(合計額 _____ 円)

さきにあなたから提出のありました自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定申請書に基づき審査したところ上記のとおり指定したので通知します。

年 月 日

大田市長

(注意)

- 支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学料及び受講料(希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下、同じです。)
- 支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の 6 割相当額です。  
ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練または特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は 20 万円です。  
雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に 40 万円を乗じた額ですが、限度額は 160 万円です。  
雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険法制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
- 所要費用については標準的に予定される金額であり、受講修了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、大田市にその旨を報告してください。
- 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講修了日後に、あらためて「自立支援教育訓練給付金支給申請書」にこの通知を含む添付書類をつけて支給申請手続きを行うことが必要です。

## 附 則

この告示は、令和4年5月24日から施行し、令和4年4月1日から適用する。ただし、令和4年4月1日より前に修了した教育訓練に係る訓練給付金については、なお従前の例による。